

平成30年度浅川町立
あさかわこども園保育部入園案内



浅川町役場
保健福祉課

あさかわこども園保育部とは

家族のみなさんが働いていたり、病気だったり、病人の看護にあたっているなど、いろいろな事情のために、家庭でお子さんの面倒を見ることができない場合、その家庭に代わって保育する施設です。従って、「下の子の育児に手がかかる」「集団生活を体験させるため」「遊ぶ場所がないから」などの理由では入園できません。

◆あさかわこども園保育部

浅川町大字箕輪字坂前 137 番地

開園時間 月～金 7時15分～18時15分

土曜日（希望保育日） 7時30分～17時30分

入園可能年齢 生後6か月以上の児童（粉ミルクを飲めることが条件）

※3歳以上でも家庭の事情等により保育部入園を希望する場合は別途ご相談ください。

入 園 で き る 基 準

家庭で保護者が児童を保育することができない場合に限ります。

- (1) 就 労 昼間いつも家庭外で仕事をしている場合、または家庭内で日常の家事以外の仕事をしている場合
- (2) 出 産 等 母親が妊娠中により保育できない場合、または出産後間がない場合(産前2か月間、産後2か月程度)
- (3) 疾 病 等 保護者が病気や怪我をしたり、心身に障がいをもつ場合
- (4) 病人の看護等 長期にわたり病人や心身に障がいをもつ同居の親族を常時看護している場合
- (5) 災 害 火災や風水害、地震などの災害復旧に当たっている場合
- (6) 求 職 求職活動を継続的に行っている場合
(利用期間は90日となります)
- (7) 就 学 学校教育法に定める学校等に在学している場合
(職業訓練校含む)
- (8) そ の 他 上記に類する状態で、町長が認める場合

※現在育児休業中の場合は、原則新規入園はできません。

支 給 認 定 に つ い て

平成27年度より始まった「子ども・子育て新制度」では、認可保育所等を利用する際に、利用者負担額（保育料）や保育の必要性などを判断するため、「施設型給付費・地域型保育給付費等支給認定申請書」を提出していただき、その児童の状況に応じて「1号・2号・3号」に区分した支給認定証を交付することとなります。

(1) 3つの認定区分

◆1号認定 教育標準時間

お子さんが満3歳以上で、あさかわこども園幼稚部や町外の幼稚園、認定こども園での教育を希望される場合

◆2号認定 保育認定（満3歳以上）

お子さんが満3歳以上で、保育を必要とし、あさかわこども園保育部や町外の保育所、認定子ども園での保育を希望される場合

◆3号認定 保育認定（満3歳未満）

お子さんが満3歳未満で、保育を必要とし、あさかわこども園保育部、町外の保育所、認定子ども園での保育を希望される場合

(2) 保育の必要量に応じた保育時間

あさかわこども園保育部を利用するには、2号認定・3号認定のいずれかの認定を受ける必要があります。また、2号認定・3号認定を受けた方はさらに、「保育標準時間」と「保育短時間」の2つの認定区分に分けられます。

◆保育標準時間

保育標準時間の対象となる就労時間は、1か月で120時間以上です。保育部を利用できる時間は、7時15分から18時15分までの最長11時間です。

◆保育短時間

保育短時間となる就労時間は、1か月で48時間以上です。保育部を利用できる時間は、8時から16時の最長8時間です。8時間を超えて利用する場合は、別途延長保育料がかかります。

- 出産、疾病、家族の看護介護を理由として入園する場合は、保育標準時間となります。
- 求職活動での入園の場合は、保育短時間認定となります。
- 保育標準時間認定の場合でも、送迎に祖父母の協力が得られる場合等は、保育短時間の認定を希望することができます。

(3) 保育短時間の延長保育

保育短時間の児童が、8時から16時以外の時間で保育部を利用する場合は、事前に延長保育の利用申込書の提出が必要です。また、お迎えが遅れ、16時を超えてしまった場合も必ず保健福祉課に延長保育申込書を提出してください。

- 延長保育通常利用…1ヶ月単位での利用となります。
1ヶ月間で3,000円がかかります
- 延長保育一時利用…1日単位の利用となります。1日の利用で300円がかかります。ただし、一時利用の日数が1ヶ月で10日を越えた場合は、通常利用したとみなし、料金は3,000円となります。

利用者負担額について

利用者負担額（保育料）は、児童の年齢と父母の前年度及び現年度の市町村民税額により決定します。（父母を基本に決定しますが、家計の中心となる方が同居の祖父母等である場合は、その方の分も合算します）

住民税の申告を行っていない方は、必ず申告を行ってください。申告をしていない場合は、利用者負担額の決定ができないため、最高額の利用者負担額を設定する場合があります。また、「保育標準時間認定」「保育短時間認定」の2区分となることから、それぞれの保育時間ごとに利用者負担額を設定しています。なお、平成30年度の利用者負担額は平成30年3月頃までにお知らせする予定です。

なお、住宅借入金特別控除など、税額控除を受けている場合は、控除前の課税額で利用者負担額を決定します。

◆利用者負担額の軽減

兄弟姉妹があさかわこども園幼稚部、保育部もしくは他の幼稚園、保育所に同時に入園している世帯の場合、最年長の児童は全額、第2子の児童は半額、第3子以降の児童は無料となります。また、市町村民税額が57,700円未満の世帯については、児童の年齢に関わらず第2子が半額、第3子以降は無料となります。

◆平成30年度の利用者負担額

利用者負担額は、保護者の市町村民税額により決定されますが、決定の際に参照する税額については、平成30年4月から8月までの5ヶ月間は平成29年度の課税額、9月から平成31年3月までの7ヶ月間は平成29年度の課税額となります。

利用者負担額の期間	算定対象となる市町村民税額
平成30年4月から8月	平成29年度の課税額
平成30年9月から平成31年3月	平成30年度の課税額

◆利用者負担額の納付

支払い方法は、口座振替（東邦銀行、白河信用金庫、夢みなみ農協、ゆうちょ銀行のみ）となります。（支店は選択可能です）

利用者負担額の納期限は、毎月月末です。納期限が、土・日・祝日のときは翌営業日が振替日となります。

支払い方法の詳細については、入園が決定したときに別途お知らせいたします。

【あさかわこども園保育部利用者負担額表】

階層区分	階層区分の認定基準		利用者負担額（月額）								
			3号認定（3歳未満児）				2号認定（3歳以上児）				
			保育標準時間		保育短時間		保育標準時間		保育短時間		
			基準額	第2子	基準額	第2子	基準額	第2子	基準額	第2子	
A	生活保護法による被保護世帯(単給世帯を含む)		0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円	
B1	市町村 民税非	ひとり親 世帯等	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円	
B2	課税世帯	上記以外の世帯	8,000円	4,000円	7,800円	3,900円	6,000円	3,000円	5,800円	2,900円	
市町村 民税課税世帯	C1	市町村 民税所	ひとり親 世帯等	9,000円	0円	8,800円	0円	7,500円	0円	7,300円	0円
	C2	得割課 税額 48,600 円未満	上記以外の世帯	19,000円	9,500円	18,600円	9,300円	16,000円	8,000円	15,700円	7,800円
	C3	市町村 民税所 得割課 税額 97,000 円未満	77,101 円未満の ひとり親 世帯等	13,000円	0円	12,700円	0円	11,500円	0円	11,300円	0円
			上記以外の世帯	26,000円	13,000円	25,500円	12,700円	23,000円	11,500円	22,600円	11,300円
	C4	市町村民税所得割課税 額 169,000円未満		32,000円	16,000円	31,400円	15,700円	30,000円	15,000円	29,400円	14,700円
	C5	市町村民税所得割課税 額 301,000円未満		32,000円	16,000円	31,400円	15,700円	30,000円	15,000円	29,400円	14,700円
	C6	市町村民税所得割課税 額 397,000円未満		32,000円	16,000円	31,400円	15,700円	30,000円	15,000円	29,400円	14,700円
	C7	市町村民税所得割課税 額 397,000円以上		32,000円	16,000円	31,400円	15,700円	30,000円	15,000円	29,400円	14,700円

※ひとり親世帯等…母子及び父子並びに寡婦福祉法に規定する配偶者のない者で現に就学前の児童を扶養している世帯。身体障害者手帳の交付を受けた者のいる世帯など。（身体障害者手帳やひとり親受給者証など該当する理由がわかる書類の写しが必要です）

入 園 申 込 に 必 要 な 書 類

次の①から④の書類が必要になります。③については、家庭状況に応じて書類が異なります。

- ①施設型給付費・地域型保育給付費等支給認定申請書（児童 1 人につき 1 枚）
- ②保育所等入所申込書（兼保育台帳）（児童 1 人につき 1 枚）
- ③入所資格確認書類（児童 2 人以上の申込の場合コピーで可能）
- ④課税証明書（平成 29 年 1 月 1 日現在、浅川町に住所のない方のみ）

※前住所地の市区町村役場にて取得してください（父・母分が必要です）。

【申込期間】 平成 29 年 1 0 月 1 6 日（月）～平成 29 年 1 0 月 3 1 日（火）

【申込時間】 午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分（土日は除く）

【受付場所】 浅川町役場 保健福祉課

入所資格確認書類（父・母分が必要）

保 育 が 必要な理由	添 付 書 類
就 労	○就労証明書（お勤めの方・自営業の方・農業従事者） ※会社員等は勤務先から、自営業の方は担当地区の民生委員から、農業従事者は農業委員会から証明をもらってください。
妊娠・出産	○母子手帳の出産予定日が確認できるページ・診断書（写） ※産前 2 ヶ月間より前に利用を希望する場合は、保育を必要としている事由申立書も必要。
疾病・障がい	○診断書、身体障害者手帳、療育手帳などの写し ○保育を必要としている事由申立書
看 護 等	○（介護または看護を受ける方の）診断書、身体障害者手帳、療育手帳、介護保険証などの写し ○保育を必要としている事由申立書
求 職 等	○求職活動申立書
就 学 等	○在学証明書の写しなど ○保育を必要としている事由申立書
そ の 他	ご事情により、書類が異なる場合がありますので、保健福祉課まで問い合わせください。

※その他、必要な書類がある場合は別途請求する場合があります。

<マイナンバーの記入について>

施設型給付費・地域型保育給付費等支給認定申請書にはマイナンバーが必要になります。また、マイナンバーが正しい番号であることの確認と、なりすましなどを防止するため、番号の正しい持ち主であることの確認を行います。そのため、保護者の番号確認書類と本人確認書類を持参してください。

- ・番号確認書類…マイナンバーカード、マイナンバー通知カード、マイナンバーが記載された住民票
- ・本人確認書類…運転免許証・パスポート・マイナンバーカードなど

入 園 決 定 に つ い て

申請書類一式を審査し、保育の必要性を総合的に判断し、保育の必要性の高い順から決定します。申込者多数の場合は、入園できない場合があります。

求職中の入園の場合は、90 日間が入園期間となります。90 日の間に就労が決まった場合は、継続利用の変更手続きが必要ですので保健福祉課までご連絡ください。

保護者の育児休業中は、原則として入園できませんが、育児休業取得時にすでに入園している児童がいて、その児童の環境の変化に配慮する必要がある場合などは、入園を継続することができます。

なお、入園後は、保育を必要とする事由の確認のため、毎年現況届を提出していただきます。

そ の 他 連 絡 事 項

次のような状況になったときは、保健福祉課までご連絡ください。手続きが必要になる場合があります。

- (1) 入園理由がなくなったとき
- (2) 結婚や離婚などで世帯状況が変わったとき
- (3) 求職中から就労を開始したとき
- (4) 就労先が変わったとき、仕事を辞めた時
(保育時間が変更になる場合があります)
- (5) 退園を希望する場合または入園申込をしたが、入園を辞退したい場合

利用者負担額(保育料)の未納が続く場合は、退園していただく場合があります。また、仕事が変わった場合や仕事を退職した場合は、必ず連絡をお願いします。意図的に連絡を行わないと退園していただく場合があります。

問い合わせ先

浅川町役場 保健福祉課

〒963-6292

福島県石川郡浅川町大字浅川字背戸谷地112番地の15

TEL 0247-36-4123 (直通)